



2024年5月23日

各位

会社名 ダイダン株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山中 康宏
(コード番号: 1980 東証プライム)
問合せ先 取締役上席執行役員業務本部長 亀井 保男
(TEL 06-6447-8003)
(URL <https://www.daidan.co.jp/>)

業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）に対して、業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付ならびに給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を継続することを決定するとともに、本制度の一部改定に関する議案を2024年6月27日に開催予定の第95回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

●本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績目標の達成度に応じて取締役等に付与されるポイントに相当する当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

本制度の改定は、取締役等の報酬において、業績連動報酬である株式報酬の構成割合を引き上げることにより、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、株主の皆さまとの利害価値共有を更に深めることにつながるものと考えております。

つきましては、本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定いたします。

① 当社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
5事業年度を対象として 合計 <u>420</u> 百万円	5事業年度を対象として 合計 <u>1,200</u> 百万円
【本項目の改定理由】 中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めるとともに、当社の中長期的な成長及び株主の皆さまと利害価値を共有するため、業績連動による株式報酬の金額上限を引き上げるものであります。	

② 取締役等が交付等を受ける当社株式の数の上限

改定前	改定後
5 事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限 <u>300,000 株</u> (※1)	5 事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限 <u>600,000 株</u>
1 事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限 <u>30,000 ポイント</u> (※2)	1 事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限 <u>60,000 ポイント</u> (※2)
【ご参考】 当社普通株式換算は、60,000 株	【ご参考】 当社普通株式換算は、120,000 株
(※1) 2023 年 10 月 1 日効力発生日とする、普通株式 1 株を 2 株の割合をもって分割した株式分割を反映しております。 (※2) 上記(※1)により、1 ポイントあたり交付する予定の株式数は、当社普通株式 2 株に調整されております。	
【本項目の改定理由】 中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めるとともに、当社の中長期的な成長及び株主の皆さまと利害価値を共有するため、業績連動による株式報酬において交付する当社株式数の上限を引き上げるものであります。 なお、取締役及び執行役員に付与される当社株式等の数の 5 年あたりの上限に相当する株式数の当社発行済株式の総数（2024 年 3 月 31 日時点、自己株式控除後）に対する割合は 1.40%となります。（1 年あたりの割合は 0.28%となります。）	

(3) 本制度改定に係るその他の事項

その他、取締役等に対する当社株式等の交付等の時期等、本制度における内容に変更はありません。なお、継続となる対象期間は、2025 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2029 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 事業年度となります。

《ご参考》

第 90 回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
本制度の対象者	取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く） 執行役員（国内非居住者を除く）
本制度の対象期間	連続する 5 事業年度 （導入当初は 2020 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2024 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの連続する 5 事業年度）
当社株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）から取得
取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、評価対象事業年度における業績確定後に毎年交付等を実施 ・本制度を通じて取得した当社株式は、退任後 1 年が経過するときまで継続保有

以 上